

◎児童扶養手当は 現況届が必要

◆児童扶養手当とは
父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子供が育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

- 1 対象となる方
次のいずれかに該当する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（重度の障害がある場合は20歳未満）を監護し、かつ生計を同じくしている場合に支給されます。
 ☒父母が婚姻を解消した児童（離婚）
 ☒父又は母が死亡した児童（死亡）
 ☒父又は母が法に定める障害の状態（年金の障害等級の1級程度）にある児童（障害）
 ☒父又は母の生死が明らかでない児童（生死不明）
 ☒父又は母から1年以上遺棄されている児童（遺棄）
 ☒父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童（拘禁）
 ☒母が婚姻によらないで懐胎した児童（未婚）
 ただし、次のいずれかに該当する場合は支給されません。

①対象児童が里親に委託されたり、児童福祉施設（母子生活支援施設、保育所、通園施設を除く）や少年院等に入所しているとき。

②国民年金（老齢福祉年金を除く）、厚生年金、恩給などの公的年金の給付を受けることができるとき。

③手当を受けようとする父又は母が、結婚の届出はしていないが事実上婚姻状態にあるとき。

2 手当を受ける手続き
手当の支給該当者は、「認定請求書」を提出してください。
 《添付資料》
 請求書および対象児童の戸籍謄本（外国人の方は登録済証明書）、世帯全員の住民票の写し、振込先の通帳、印鑑等

3 手当の支払い
手当は認定請求をした日の属する月の翌月分から支給され、12月・4月・8月（各月とも11日）の3回、支払月の前月までの分が希望する金融機関の口座に振り込まれます。

4 手当の額
①支給対象児童1人の場合
月額41,720円
②支給対象児童2人の場合
月額46,720円

③以下対象児童1人増すごとに3,000円加算されます。
ただし、所得額に応じて、手当の一部又は全額が支給停止になる場合があります。

5 現況届について
児童扶養手当の受給資格者（所得制限で全部支給停止の方も含まれます）は、毎年8月1日から8月31日までの間に「現況届」を提出しなければなりません。
この届は、児童扶養手当を引き続き受ける要件を満たしているかの確認及び8月分からの手当の支給額を決定するため大切なものです。

平成22年8月1日から父子家庭の皆さんにも児童扶養手当が支給されます。

児童扶養手当を受給するためには、知名町へ申請（認定請求）が必要で、申請の時期についての取扱いは以下のとおりです。

○既に父子家庭としての支給要件に該当している方は、平成22年11月30日までに申請していただくと、「8月分」から支給されます。

○平成22年8月1日以降、11月30日までに支給要件に該当した方は、平成22年11月30日までに申請していただく、「要件に申請していた」と、「要件に該当した日の翌月分」から支給されます。

○平成22年11月30日を過ぎると、申請の翌月分から支給されます。
※8月分・11月分が支給されるのは、平成22年12月です。

◎特別児童扶養手当の 手続きは早めに！

◆特別児童扶養手当とは
20歳未満で心身に障害のある児童の扶養のために、その父、母、または養育者に対して手当を支給する制度です。

1 特別児童扶養手当を受けることができる人
20歳未満で、精神又は身体に中度又は重度の障害に該当を有している児童を監護している父もしくは母、又は父母に代わってその児童を養育している人に、この手当が支給されます。

ただし、次のいずれかに該当するときは、この手当は支給されません。
 ①手当を受けようとする父、母、又は療育者が、日本国内に住所を有しないとき。
 ②対象児童が日本国内に住所が無いとき。
 ③対象児童が児童福祉施設（母子生活支援施設、保育所、通園施設を除く）身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設や少年院等に入所しているとき。
 ④対象児童が障害を支給事由とする公的年金を受けることができないとき。

2 手当を受ける手続き
手当の支給条件にあてはまる場合は、認定請求書を提出してください。認定請求のあった翌月からの認定となりますので、早めに手続きを行ってください。

⑤重度障害児の場合（1級）
1人につき月額50,750円
⑥中度障害児の場合（2級）
1人につき月額33,800円

5 所得状況届について
特別児童扶養手当の受給資格者（所得制限で支給停止の方も含まれます）は、毎年8月11日から9月10日までの間に「所得状況届」を提出しなければなりません。

なお、所得状況届が提出されない、8月分以降の手当の支給が差し止められますので、期間中に必ず届出をしてください。
※詳しいことは、左記へお問合せください。

【お問合せ先】
役場保健福祉課
電話0997(93)3111代